

平成22年9月14日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成22年9月14日（火）開会：午前10時00分 閉会：午後0時03分

2 場所 議会棟4号委員会室

3 出席者

委員長 今村岳司（にしのみや未来）

副委員長 大川原成彦（公明党議員団）

委員 岩下彰（西宮グリーンクラブ）

篠原正寛（政新会）

田中正剛（にしのみや未来）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

よつや薫（市民ネット・虹）

他に、地方自治法の規定に基づき、上谷幸彦議長が出席

委員外議員として、森池とよたけ副議長が出席

4 傍聴議員

たかはし倫恵

5 一般傍聴者

1名

6 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 木田秀

次長 北林哲二

庶務課長 村本和宏

議事調査課長 宮島茂敏

7 協議事項について

（1）議員報酬の支給制限について

本日は、“議論の余地なく議員報酬を不支給若しくは停止すべきであるケース”について、前回の委員会（8月17日）で出された各委員からの御意見を踏まえて、前回の委員会で提出した各委員の案を比較できる一覧表を修正したものを提出し、協議を行いました。各委員の案の中身について協議を行っていく中で、神戸市の条例が分かりやすいのではないかと意見が出されました。

そこで今回は、神戸市の条例をそのまま採用した場合の問題点、疑問点などについて協議することになりました。また、今回の協議の際には、どのような犯罪を条例の対象とすべきかを協議する前提として、「刑事事件」と言われる犯罪について整理した資料を配付することになりました。

なお、資料作成に時間を要することから、この協議事項の今回の協議は、次々回の委員会（10月15日開催予定）で行うことになりました。

（2）議会運営上のルールの整理

議員提出議案の提出手順

前回の委員会に引き続き、「議員提出議案の提出手順」について協議を行いました。

まず、事務局から、定例会開催中における様々な締切日（一般質問の通告締切日など）の内容や市長提出議案の提出手順などについて、説明を受けました。さらに、事務局からの意見として、次の2点について発言がありました。

ア 市長提出議案についても追加提案が認められている現状から考えれば、議員提出議案についてのみ提出期限を設ける必要はないのではないか。

イ 議員提出議案に提出期限を設けることは、議員の自由な議会活動に支障が生じることにもなりかねないので、そのような制約を設けないほうがよいのではないか。

協議の結果、議員提出議案の提出手順に関するルールについては、設けないことで意見の一致を見ました。

会派のありかた

この協議事項につきましては、初めて議題となるものです。本日は、この協議事項について、各委員から議論すべき論点を出すことになっておりました。各委員から出された主な意見は次のとおりです。今回の委員会（9月29日開催予定）以降、具体的な協議を行う予定です。

ア 現在、なぜ会派は3人以上となっているのか分からないが、その人数については、改めて議論すべきであるし、会派内で本会議での採決態度が異なる場合が見受けられるので、その是非についても議論すべきである。

イ 会派には法律上の規定はない。会派とはそもそも何なのかということ（会派の定義）から議論を始めるべきである。

ウ 議会運営委員会や本委員会の委員は、交渉団体（会派）の代表として選出されているので、それらの場での協議については、まず交渉団体（会派）で意見を集約されるべきであるというのが私の理解である。本会議での採決態度も含めて、いろんな場面での交渉団体（会派）のありかたについて、もちろん人数についても議論すべきである。

エ 交渉団体（会派）としての要件（人数など）、会派の権利・義務について協議すべきである。

オ 会派に関しては、これまで申し合わせ事項で決定されていると思う。申し合わせ事項は全会一致で決められてきたので、その辺も十分考慮していくべきである。

カ 会派とは、政策や理念を共有する議員が集まった団体であると言われていた
で、本来、意見に違いが出ることはないと思ってきたが、異なる事例も出てきて
いる。どこまで縛られるものなのかも議論していいのではないか。

キ 議員の発言の権利・自由度を縛ることがないようにすべきであるが、他方、議
会運営上の合理性も担保すべきであり、会派のありかたの議論は必要である。会
派の人数要件、権利・義務について、一定ルール化すべきである。

(3) その他

日程の確認

次回以降委員会の日程について、以下のとおり確認しました。

平成22年 9月29日(水)午前10時～12時(場所:4号委員会室)

10月15日(金)午後 2時～ 4時(場所:3号委員会室)

10月25日(月)午後 1時～ 3時(場所:3号委員会室)

11月 8日(月)午前10時～12時(場所:3号委員会室)

11月25日(木)午前10時～12時(場所:3号委員会室)

その他

委員から、本委員会の協議事項のひとつとなっている「請願・陳情提出者の意見
表明の機会設定」について、近隣市では実施しているので、協議してほしい旨の発
言がありました。

以 上